

秋田藩の林政改革と近代への継承

筑波大学大学院 生命環境科学研究科 院生 芳賀和樹

筑波大学 生命環境系 教授 加藤衛弘

1. はじめに

本報告では、19世紀の秋田藩林政改革で確立した森林資源の管理・経営システムについて紹介し、それが近代の官林（のちの国有林）経営へどのように受け継がれていったのかを考察した。

なお、分析には東北森林管理局に伝来した史料（古文書や絵図）を用いた（写真1）。これらは江戸時代から近代にかけての長期間にわたる記録であり、全国的にみても極めて貴重なもので、そのうち歴史資料は、現在国立公文書館に移管され所蔵されている。



写真1 東北森林管理局に伝来した史料の例

2. 森林資源の減少と林政改革の目標

(1) 「伐り尽くし」への危機感と林政改革

江戸時代に入り、久保田城の建設や阿仁鉾山の開発などで材木や薪炭が大量消費されると、17世紀後半には森林資源の減少が顕著になった。そこで、秋田藩は18世紀にかけて森林資源の保護・育成を図ったが、財源補填の伐採などで森林資源はさらに減少した。

こうした状況に対し、19世紀初頭には画期的な林政改革が開始され、森林資源の持続的利用が強力に推進された。本改革を主導したのは、^{ざいよう}財用奉行^{きやまかた}木山方と呼ばれる^{きやまかたり}財政部局の林政担当組織である。この木山方は木山掛奉行を長官とし、次官の^{はやしとりたてやく}木山方吟味役の下に^{かせい}林取立役や^{おやままり}林取立役加勢、^{おんやまもり}御山守などを編成した。木山方は、森林の「伐り尽くし」を、^{おくに}田畑の荒廃や村の衰退、^{さんりんとりたて}洪水や干ばつ、材木や薪炭価格の高騰を引き起こす「御国」（秋田藩）の危機と考え、「^{さんりんとりたて}山林取立」（森林資源の繁茂）を改革の目標に据えた。

(2) 「山林取立」と木山方役人

木山方は「山林取立」を実現するための基本方針として、①森林資源状況の実態調査と記録化、②山林の取り締まり、③利用方法の改善と統制、④植林の奨励の4点を強調した。これらの実行にとりわけ重要な役割を果たしたのが、林取立役・同加勢と御山守であった。

特に、林取立役と同加勢は、「山林取立」を推進すべく設置された役職で、彼らの一部は重要拠点（大館・角館・横手など）に設置された^{おざいもくほ}御材木場に勤務した。この御材木場は、百姓らへ材木などを払い下げるために設置されたが、同時に木山方が森林資源状況の実態把握や植林の奨励などを遂行するための地域拠点としても機能したと考えられる。



写真2 「仙北郡御札山図面上」
出典：東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館蔵。

(3) 山絵図の改訂と「以来覚」の編纂

19世紀林政改革の重要な成果の一つは、山林の実態を把握するために山絵図が改訂されたことである。写真2には、「^{みずのめおふだばやし}水野目御札林」と呼称された水源涵養林の絵図を例

示した。本図には、林相や沢の流路などが描かれている。また、木山方は17世紀以来の同藩林政に関する古文書を「^{いらいおぼえ}以来覚」として編纂し、職務遂行にあたって活用した。

3. 木山方による林政機構の整備

秋田藩の藩営林には、大きく3つの地域性があった。①米代川流域には杉の豊富な「^{のしろきやま}能代木山」が広がり、②阿仁川流域には阿仁銅山向けの林産物を生産する「^{どうざんかかりやま}銅山掛山」が設定され、③雄物川流域には「水野目御札林」などが分布した(図1)。この①～③の藩営林では、18世紀まで個別の部局がそれぞれ独自の林政を展開していた。

こうした状況に対し、木山方は藩庁(久保田城)に本部を置き、①～③の藩営林に地方役所を設置した。これにより、本部の定める統一的な基本政策に基づきつつも、地域性に応じた柔軟な林政が遂行できるシステムが確立された。



図1 秋田藩領の概略図

出典：秋田県編『秋田県林業史』上巻(秋田県、1973年)、104頁の図に加筆修正して作成。
註：河川の名称は長方形で示した。

4. 輪伐計画の立案と持続的利用

秋田藩では、森林資源を持続的に利用するため、「^{ばんやまぐり}番山繰」と呼ばれる輪伐計画が創案された。現在確認できる最も古い例は、18世紀前期に秋田郡の岩見村と三内村が立案した薪炭林のものである。19世紀の林政改革時には、こうした「番山繰」の立案技術も高度な発展をみせていた。ここでは、特に銅山掛山と能代木山についてみよう。

銅山掛山で「番山繰」がはじめて立案されたのは宝暦期(1751～64)で、その後は森林資源の状況などに応じて適宜柔軟に再編された。たとえば、天保期(1830～44)における製炭用番山繰の再編では、はじめに雑木の生育状況が製炭可能な量に換算して把握され、雑木が充分生育していない場所では、森林資源の回復に要する期間と回復後に製炭可能な量が予測された。その上で、藩は阿仁銅山の需要を考慮した30年間の計画を立案した。

用材林の能代木山でも、番山繰が立案された。18世紀末～19世紀初め頃には、14か所の山林が番山繰に組み込まれ、ほかに予備林が確保されていた。上記の製炭用番山繰と異なり、伐採方法は皆伐でなく択伐であった。それゆえ、木山方は19世紀林政改革で番山繰の再編を図るとともに、柚子に大径木の択伐を徹底させて若木の育成を目指した。

5. 近代への継承

(1) 藩営林から官林へ

明治2年(1869)の版籍奉還に伴い、新政府は幕府の直轄林や各藩の藩営林を官林として把握した。ただし、官林管理については旧藩の体制が維持され、秋田藩の木山方は山林方に再編された。同4年の廃藩置県で秋田県が成立すると、官林の管理は県が継承した。

当初、政府は同4年に「官林規則」を制定し、公共用材を確保するために官林を保護・育成する方針を示したが、翌5年には財源確保のため、積極的に払い下げる姿勢へと転換した。こうした方針転換に対し、秋田県は官林の無計画な売却を回避するため、江戸時代以来の「番山繰」立案を政府に提案し、許可された。ところが、政府の払い下げ政策は反対が多く間もなく撤回されると、番山繰による立木の販売は不許可となった。

(2) 官林の実態調査と内務省直轄化

秋田県官林の成立期に、その管理と経営に関わり続けた重要人物の一人に、山崎貞一郎がいる。山崎は版籍奉還後、秋田藩山林方に所属し、廃藩置県後は同県官員として官林事務を担当した。彼は明治5年、旧藩領の針葉樹林を調査し、その状況を「官林盛衰概略考」（秋田県公文書館所蔵）にまとめた。本史料を通覧すると、将来有望な森林資源が近代へと継承されていたことがわかる。この背景には、19世紀林政改革で「番山繰」の再編と大径木の択伐徹底が図られた結果、杉幼齡樹の生長があったと考えられる。

同7年～9年には、官林範囲の確定作業と実態調査が進められ、旧木山方の記録なども参照されて「官林帳」が作成された。同11年になると、政府は秋田など4県の官林をいち早く内務省に直轄化し、秋田出張所（のちに農商務省の秋田山林事務所）を設置した。同出張所には旧木山方の記録が移管され、先述の山崎も県官員から内務省官員に異動し、農商務省秋田山林事務所所長代理の重責を担った。

(3) 能代川上官林と薪炭林の輪伐計画

明治9年～10年頃、政府は秋田・青森・木曾で初歩的な収穫規制方式を導入しようとしていた。これとの関係は不明であるが、同時期の収穫規制方式を示した貴重な史料として、「能代川上官林輪伐区域一覽概表」がある（写真3）。この輪伐計画は、全7万9千町歩を収穫予定林（84%）・番外（16%）・禁伐林（1%）に区分し、年間で平均3万5千尺メを伐出するものであった。同23年「仮施業案」は21万尺メの伐出を予定しており、これと比較すると利用の抑制された長期的な計画であった。

写真3 「能代川上官林輪伐区域一覽概表」
出典：東北森林管理局旧蔵、
現在国立公文書館蔵。

明治12年には、内務省山林局は全国官林の薪炭林について、輪伐計画を策定するよう指示した。この指令に沿って秋田県域を対象に編成されたのが、「薪炭山輪伐区取調概表」である。これは、官林に入会ってきた村々が提出した「村々薪炭輪伐図」を元にしたものと推定され、15年間は定量的に供給し、16年目以降供給量は減少するが、20～30年を一期とする計画であった。計画外の場所も残されており、余裕のある計画であった。

6. おわりに

19世紀の秋田藩林政改革は「山林取立」を目標とし、その実現のため、地方役所を配した合理的な林政機構を整備した。それと並行して、森林資源の実態調査や山絵図の改訂、諸記録の編纂が進められ、番山繰による持続的な森林資源利用も推進された。

近代に入り、基本的には藩営林を引き継いで官林が成立した。秋田藩木山方の組織は廃藩置県とともに廃止されたが、19世紀に確立した藩営林の管理・経営システムは影響を持ち続けた。それは、実務に長け、秋田県の担当部局や内務省の秋田出張所（のちに農商務省の秋田山林事務所）をリードした人材や、藩営林の管理・経営に協力してきた地元村々に蓄積されており、詳細な森林資源調査と計画的利用法が常に志向されたのである。

秋田県官林の地方部局形成や、ドイツ林学を取り入れた経営法が導入されるのはもう少し後のことになるが、19世紀の秋田藩林政改革が基盤となって、それらのスムーズな確立が可能になったと考えられる。